

(参考様式2) 事前点検シート

計画主体名	山梨県、山梨県北州市
計画期間	H22～H26
実施期間	122
総事業費(交付金)	99,326千円(49,663千円)

1. 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための特定地域及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	目標及び事業活用活性化計画目標は、農林水産物処理加工施設の整備を通して、ワインの醸造とワインによるイベントの開催による北州市小淵沢地区と都市との地域間交流を目的としており、法律及び基本方針と適合している。
市町村個別計画、農業関係地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他の各種関係計画、施策との連携、配座、協賛等が図られているか	○	北州市は構造改革特別区域法によりワイン特区に認定されており、地域産物としてのワインの販売増加を目標としている本計画と連携のとれたものとなっている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	地域において農村と都市との交流による地域活性化を望みたいという意見があり、地域との話し合いの中でワインによる活性化を図ることについて合意が得られている。また、同地域の産物を利用した事業を行う産業主産法人が行うものであり、地域住民の合意形成を基礎としたものとなっている。
事業の推進体制は確立されているか	○	事業主体が開催する打ち合わせに山梨県農林振興課、山梨県中北農務事務所、北州市役所が出席し、事業計画についてその都度アトバイスを行っており、推進体制は連携が確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標の整合性が確保されているか	○	農林水産物処理加工施設の整備を通して、ワインの販売増加を目標としており、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	活性化計画5年間、実施期間も1年以内であり適切である。
交付金要項額は交付限度額(事業費×交付標準交付率)の範囲内か	○	総事業費が99,326千円、要項額が49,663千円であり、交付限度額である総事業費の1/2以内の額となっている。

2. 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力または他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものではないか	○	新たに整備するものである。
増設等若しくは否体又は古村を利用して施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金要項書の運用に定める基準を満たしているか	-	
交付対象とする施設等は農産物産出量の削減率に関する命令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による削減率がおおむね5年以上のものであるか	○	施設の耐用年数は24年、醸造設備の耐用年数は10年、机および樽子等は8年、醸造に関する測定工具及び検査工具は6年となっており、耐用年数が5年以上のものである。

事業による効果の實現は確実に見込まれるか			
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領に基づき、適切に行われている。	
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	算定結果は2.56であり、1.0以上となっている。	
事業内容、事業実施主体等については実施要領等に定める要件等を満たしているか	○	事業実施主体は農林漁業者9名以上が主たる構成員の農業生産法人であり、実施要領の要件項目ごとの事業実施主体である。また、小淵沢地区は特定農山村法の指定地域である。事業内容は要領別添1に定める専業メニュ「農林水産物加工施設」であり、要領別添2の要件項目を満たしている。実施要領については、要領別添3により事業効果の向上を図るものとなり、要件を満たしている。	
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	実施主体は法人であり、個人に対する交付ではない。また、当該企業が定める利用規制に従って利用するものであり、目的外使用のおそれもない。	
施設等の利活用の見直し等は適正か	-		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	市内に類似施設があるが、地理的に離れており、競合することはない。また、近隣施設を探索し施設の状況について聞き取りを行っており、類似施設の利用状況を踏まえている。	
近隣市町村の類似施設等の稼働状況と利用状況等を踏まえているか	○	稼働する施設の利用対象者は専業実施主体である。ワイン用ブドウの圃場規模から施設の規模・処理能力から算定しており、妥当である。	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	設置場所はワイン用ブドウの圃場と隣接した場所に施設予定であり、効率的な作業が行えるよう計画を算定している。施設規模については、ワイン用ブドウの圃場面積が1haであり、年間最大80tのワイン醸造を予定しており、当該施設の最大醸造量は90tであることから、適正な規模となっている。	
施設等の規模や処理場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		
専業実施等は適正か	○	倉庫整備する施設は、ワイン用ブドウの圃場面積をもとに規模決定しており、必要最低限で専業で兼業でないものを選択している。植栽社から見積もりを取り専業費を算定しており、適正な積算である。	
圃場・装置コストの低減に努めているか	○	石叢を利用する等、コスト低減に努めている。	
併帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	併帯施設は交付対象としていない。	
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	ワインの醸造タンクやブドウの圧搾機などワインの醸造に必要な備品を交付対象とするが、この施設のみの利用のため適正である。ワインの醸造専用の備品であり、汎用性は高くない。	
整備予定場所は、業者の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から判断して適正か	○	ワイン用ブドウの圃場と隣接しており、利便性が確保されることから、適当である。	
施設用地が確保されている又は提供される見直しが行われているか	○	専業実施主体が賃借している土地において整備する。	
専業実施主体の負担(総償、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	制度資金の活用について、融資先と十分な検討・調整がなされている。また、専業実施主体において、総償還・負担などを精査し、専業主体の負担となる金額については、キャッシュフローなどでシミュレーションし可能な範囲に選んでいる。	
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	専業実施主体が施設の管理運営規則を策定し、管理・運営を適正に行う。また、維持管理費を繰り込んだ事業計画となっている。	
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は確保済みか)	○	収入は整備する施設において醸造されるワインの売上げで、支出は人件費・維持管理費・売上原価である。収支計画は経営診断を兼ねるなど適正なものとなっている。	
取次ぎ等を行う施設等については収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を兼ねるなど適正なものとなっているか	○	収入は整備する施設において醸造されるワインの売上げで、支出は人件費・維持管理費・売上原価である。収支計画の内訳については総額の専門家の指導を受けており、適正なものである。	
他の事業との合体内行等の場合、事業費の区分等が適正に行われているか	-		

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄「-」を記入すること。  
注2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。